



## 【国民年金からのお知らせ】

# 老齢年金の受給資格期間および年金額を増やしたい方へ

### ●60歳以上の任意加入制度 **要申込**

老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合や、40年の保険料納付済期間がないため老齢基礎年金を満額で受け取れない場合に、60歳を過ぎたあとも国民年金に任意加入することで、受給資格期間や受給額を増やすことができます。

- ① 受給資格期間を満たしたい場合・・・申込日から**70歳まで**加入することができます
- ② 老齢基礎年金額を増やしたい場合・・・申込日から**65歳まで**加入することができます

### ●付加保険料 **要申込**

付加保険料は、申込の月から国民年金保険料に月額400円（定額）を上乗せして納めることで、年金を受け取る際に「200円×付加保険料納付月数」で計算された金額が、「付加年金」として毎年の老齢基礎年金に上乗せされて受け取ることができる制度です。

しかも、納付した分は2年間年金を受け取ることでもとがとれ、その後も受け取っている間は付加年金も継続して受け取ることができるので、**非常にお得です！**

**（例）月額400円の付加保険料を10年間（120か月）納付した場合の付加年金はどうか？**

支払総額は「400円×120か月＝48,000円」となり、

上記計算式から、1年あたりの付加年金額は

「200円×120か月＝24,000円」が受け取れ、2年でもとがとれます！

※国民年金基金に加入中の方や、保険料の免除・納付猶予を承認されている方などは、付加保険料の申込ができませんので、ご注意ください。

申込み・問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120



## A L T（外国語指導助手）との交流事業

げんき イングリッシュ オリンピックス  
『GENKI ENGLISH Olympics』

余市町国際交流推進協議会と社会教育課の共催により、1月12日（日）図書館2階の視聴覚室で町内の小学校6年生、中学校1～2年生8名がALTの先生と英語を使った並び替えゲームやスイカ割りゲームなどを行いました。

子どもたちは元気に一生懸命取り組み、ALTの先生や他校の児童・生徒と仲良く交流を深めました。

この事業は、外国人との交流等を通じ国際交流に関する意識の高揚を図ることや、英語を身近なものとして感じてもらうことを目的に実施しています。



問合せ 余市町国際交流推進協議会事務局（企画政策課） ☎21-2117